

土砂災害特別警戒区域内で特別警戒区域の  
指定前にある住宅（既存不適格建築物）の改修費用の一部を補助します。



# 和歌山市土砂災害対策改修支援事業

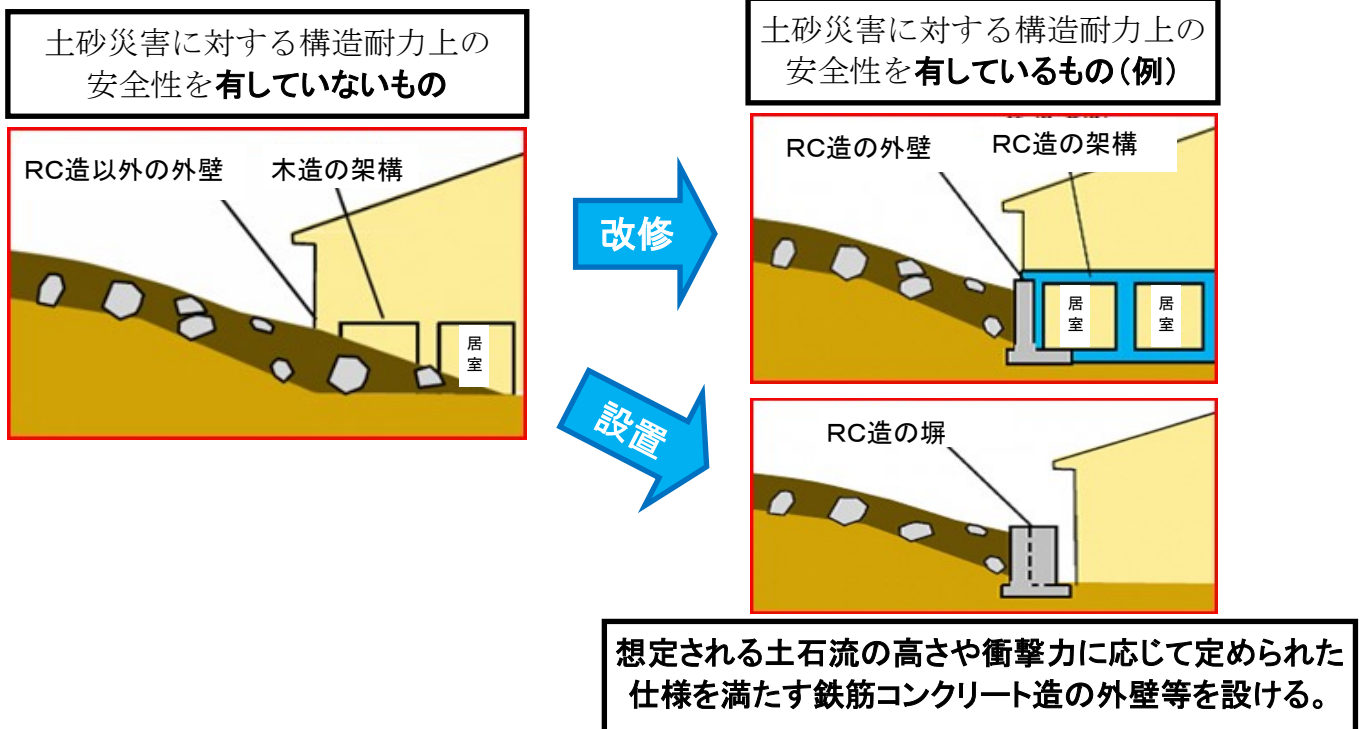


## 1. 目的

和歌山市では、国及び和歌山県と共同して、土砂災害から市民の安全を守ることを目的として、土砂災害特別警戒区域内に建築されている住宅の改修費用の一部を補助する制度を創設しました。土砂災害特別警戒区域内にある既存住宅への安全対策を促進します。

## 2. 制度の内容

土砂災害特別警戒区域内に建築されている住宅（既存不適格建築物）が想定土砂に対抗できるように外壁への改修や塀の設置を行うことに対して、必要な費用の一部を補助します。



### (1) 補助の対象となる要件

- ① 居室を有する建築物（住宅に限る）であること
- ② 土砂災害特別警戒区域に建築されているもの
- ③ 対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること）

### (2) 補助の内容

補助対象工事費の23%（千円未満切捨） 補助限度額772,000円（要確認）

### (3) 募集期間

原則、当該年度に事前相談・関係課との調整をし、翌年度に補助申請・工事施工・完了という流れになります。

※土砂災害特別警戒区域は、「和歌山土砂災害マップ」（WEBサイト）で確認できます。

URL ([http://sabomap.pref.wakayama.jp/\(S\(hacp01g1wbocmsma5105vgi1\)\)/Agree.aspx](http://sabomap.pref.wakayama.jp/(S(hacp01g1wbocmsma5105vgi1))/Agree.aspx))

※土砂災害特別警戒区域に関するお問合せ先

和歌山県 砂防課（073-441-3171）又は海草振興局（073-441-3436）

和歌山市 総合防災課（073-435-1199）